

お知らせ

国民年金保険料の免除制度
をご存じですか？

国民年金保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合は、未納のままにせず、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行ってください。令和7年度分（7月～翌年6月）の受付開始は7月1日（火）からです。

審査は申請者本人の他、配偶者および世帯主の前年所得に基づき行われます。

申請日から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができ、申請を忘れていたために未納期間がある方は市役所または年金事務所へご相談ください。

問 国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

千葉年金事務所

☎043(242)6320

家屋調査にご協力ください

建物を新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。その課税の基礎となる評価額を算出するため、「現地調査」または「図面等による書類調査」を行います。

◆家屋調査の流れ

①対象となる家屋の所有者に日程調整のご連絡をします。
②調査当日は職員が訪問し、家屋内を直接確認、または図面等をお借りして評価を行います。なお、図面等で確認できない事項は、目視により確認することがあります。

※職員は「固定資産評価補助員証」を必ず携帯しています。

家屋を取り壊したときは
届け出をお願いします

登記をしている家屋を取り壊したときは、法務局で建物滅失登記を行ってください。登記をしていない（未登記）家屋の場合は、資産税課へ家屋滅失届出書の提出をお願いします。

なお、年の途中で取り壊した場合でも、基準日となる1月1日現在に家屋が存在していた場合、その翌年度の固定

資産税は全額課税されます（月割等はありません）。

問 資産税課（2階）

☎(20)1579 FAX(20)1609

自転車乗車用ヘルメット
購入費用の一部を補助

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の多くが頭部に致命傷を負っています。市では、被害軽減に向けヘルメット着用を促進するため、ヘルメットを購入した方に購入費用の一部を補助します。

◆補助金額 2千円

※1人につきヘルメット1個1回限り

◆受付期間

7月1日（火）～令和8年2月27日（金）（申込順）

※予算額に達した場合は受付終了

◆対象者

- ・市内在住の方
- ・市税の滞納が無い方
- ・これまでに本補助金の交付を受けていない方

◆対象のヘルメット

- ・1個2千円以上の自転車乗車用ヘルメット（新品）
- ※ポイント利用・送料・値引きは対象外

・4月1日（火）～令和8年2月27日（金）の間に購入したものが、市が認める安全基準を満たす認証のあるもの

◆申請

生活課へ申請書および必要書類を持参

※申請書類は生活課または同課ウェブページから入手

※詳しくは、生活課ウェブページをご覧ください



【申請・問合せ】

生活課（2階）
☎(20)1505 FAX(20)1600

夏の交通安全運動

7月10日～19日に実施

ヘルメット

かぶるあなたは

かっこいい

夏休みを迎えるこの時期は、行楽客等による交通量の増加や暑さによる集中力の低下などから、重大交通事故の発生が懸念されます。夏の交通安全運動は、①自転車乗車用ヘルメットの着用と交通ルール遵守、②飲酒運転の根絶、③歩行者の安全確保と安全運転の励行を運動の重点として実施されます。楽しい夏を過ごすためにも交通ルールとマナーを守りましょう。

問 生活課（2階）

☎(20)1505 FAX(20)1600

交通災害共済一般会員募集

万一の交通事故に備えて交通災害共済に加入しませんか？現在加入している方は、8月31日（日）で共済期間が切れますので、再加入の手続きを忘れずにしましょう。

◆対象 市内在住者

◆期間

9月1日（月）～令和8年8月31日（日）

◆会費

年額700円

◆申込

8月29日（金）までに生活課または本納支所へ

問 生活課（2階）

☎(20)1505 FAX(20)1600

